高次脳機能障害者支援法について

○　高次脳機能障害者支援法

公布：令和７年１２月２４日　　施行：令和８年４月１日

高次脳機能障害者の自立及び社会参加のためその生活全般にわたる支援を図る

①**基本理念**を定め、**国等の責務**を明らかにする

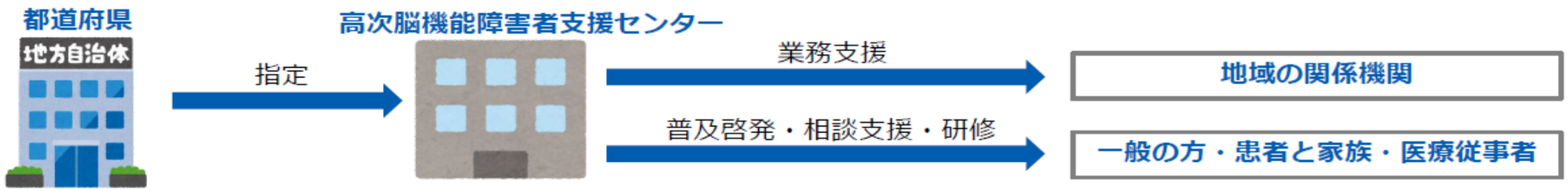
②**地域での生活支援、相談体制の整備、高次脳機能障害者支援センターの指定等**について定める

＜都道府県の役割＞

地域支援体制

（１）高次脳機能障害者支援センターの設置

都道府県は、地域の高次脳機能障害者支援業務をセンターに行わせ、又は自ら行うことができる。

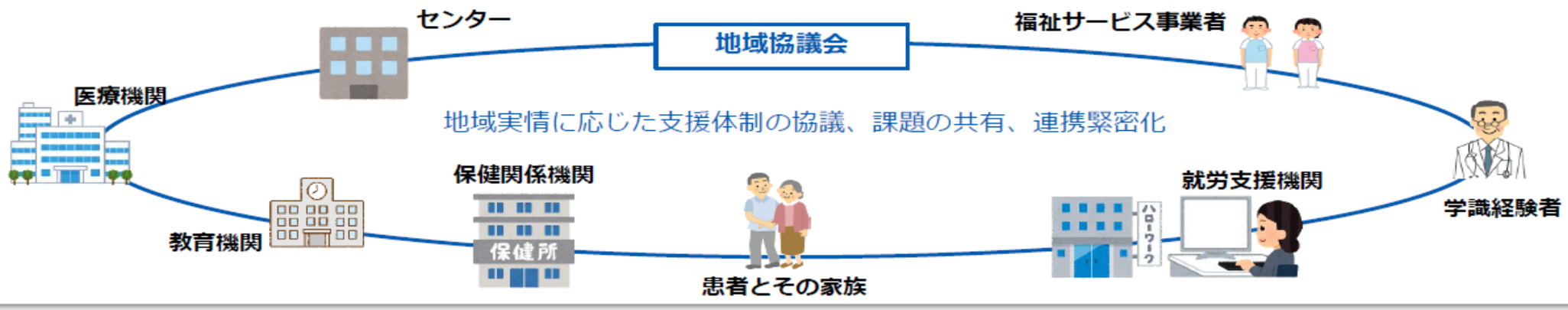


（２）専門的な医療機関の確保等

都道府県は、専門的な診断、治療、リハビリ等を行う医療機関の確保に努めるとともに、国及び地方公共団体は、医療機関間の相互協力の推進及び医療機関への情報提供等を行う。

（３）高次脳機能障害者支援地域協議会の設置

都道府県は、支援体制の整備を図るため、患者と家族、学識経験者、医療（リハビリを含む）・保健・福祉・教育・労働等の関係機関や民間団体等から構成される地域協議会を置くよう努めなければならない。



※　令和８年４月１日から施行

※　施行後３年を目途に見直しを検討

都における高次脳機能障害者支援法への対応（案）①

都は既に支援法が規定する施策に取り組んでおり、既存の施策をベースに対応

支援法施行前（～R8.3.31）

東京都高次脳機能障害支援普及事業

①心身障害者福祉センター（心障センター）を支援拠点とした高次脳機能障害支援普及事業

専用電話相談	人材育成
支援ネットワーク構築	広報・普及啓発

高次脳機能障害者相談支援体制連携調整委員会（連携調整委員会）を設置

②専門的リハビリテーションの充実事業

コーディネーター設置	症例検討会
圏域連絡会	専門職等への研修

③区市町村高次脳機能障害者支援促進事業

相談支援	社会資源開拓
関係機関連携	広報普及啓発

④高次脳機能障害支援養成研修

支援法施行後（R8.4.1～）

東京都高次脳機能障害者支援事業

高次脳機能障害者支援センターの設置

①**心障センターを「高次脳機能障害者支援センター」**として高次脳機能障害者支援事業を実施

相談支援・情報提供等	専門的な支援等
研修の実施等	普及・啓発等

高次脳機能障害者支援地域協議会の設置

連携調整委員会を活用し、**「高次脳機能障害者支援地域協議会」（協議会）を設置**

※令和8年度中に設置予定

協議会設置までの間、連携調整委員会を継続

専門的な医療機関の確保等

②専門的リハビリテーションの充実事業

③区市町村高次脳機能障害者支援促進事業

④高次脳機能障害支援養成研修

都における高次脳機能障害者支援法への対応（案）②

高次脳機能障害の特性に関する国民の理解が必ずしも十分でないといった支援法の制定趣旨を踏まえ、更なる普及啓発等を検討

更なる取組の方向性（案）

普及啓発の充実

〇都民に対する高次脳機能障害の特性に関する理解促進
- 高次脳機能障害をテーマとした都民向け動画の配信

〇支援者に対する高次脳機能障害者支援制度の理解促進
- ケアマネージャーへの高次脳機能障害者支援制度（※）の周知

※介護保険制度と障害福祉サービス（就労移行支援等）の併用が可能なこと等

相談体制の強化

〇高次脳機能障害者やその家族が利用できる相談体制の充実
- 高次脳機能障害者支援員が未配置である区市町村への配置促進
- ニーズを確認したうえで、相談対応方法の多様化等を検討

医療・支援体制の強化

〇高次脳機能障害者に対する医療提供体制等の強化
- 各圏域の拠点医療機関で実施している症例検討会や圏域連絡会、専門職等への研修について、地域の医療機関に対し参加を働きかけ